

第8期 瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

1. 計画の性格、位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条第1項に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画に盛り込まれた、計画期間（3か年）における介護（予防）給付費の見込をもとに、第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

計画の策定にあたっては、岐阜県高齢者安心計画及び瑞浪市の総合計画や他の関連計画（地域福祉計画等）との整合を図らなければならないものとされています。

第8期計画は、令和7年度までの中期的視野に立った施策の展開を図る計画であり、第7期計画で目標とした地域包括ケア体制の構築を一層推進するものです。

（参考）第7期（平成30～令和2年度）保険料基準月額	5,090円
第6期（平成27～平成29年度）保険料基準月額	4,908円
第5期（平成24～平成26年度）保険料基準月額	4,520円

2. 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

3. 策定の手法

① 高齢者実態調査の実施

計画の基礎資料とするため、高齢者や介護保険の事業所などに対し、高齢者実態調査（在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査、介護支援専門員調査、介護事業所調査）を実施しました。国が提供する「地域包括ケア「見える化」システム」により現状を分析し、計画に反映します。

② 幅広い関係者の参画と地域特性に応じた事業展開の担保

幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、公募の市民、医療・保健・福祉関係者、有識者等により構成された「高齢者福祉計画等推進委員会」での協議・検討を行います。

③ パブリックコメントの実施

素案作成後パブリックコメントを実施し、広く市民の意見の把握と反映に努めます。

4. 計画策定スケジュール

令和元年9月5日	第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託契約
	委託業者 名古屋市中区錦3丁目10番33号 株式会社 ぎょうせい 東海支社 支社長 原川 善郎
12月～ 2月	在宅介護実態調査（認定調査員による聞き取り調査） 郵送によるアンケート調査実施
	・日常生活圏域ニーズ調査 対象：65歳以上一般高齢者 ・在宅実態調査 対象：要介護・要支援者 （施設入所者を除く） ・介護支援専門員調査 対象：市内居宅介護事業所に勤務する介護新専門員 ・介護事業所アンケート 対象：市内介護事業所 （居宅介護支援事業所を除く）
令和2年2月～ 3月	人口等及び給付実績データ収集・分析（～8月） 高齢者福祉計画等推進委員会公募委員選定（2月中募集）
5月下旬	第1回計画推進委員会開催（委員委嘱、調査結果報告）
8月～	計画骨子案・計画素案の作成（～11月）
8月下旬	第2回計画推進委員会（素案提示、検討）
10月～	数値目標・保険料仮算出（～12月）
11月下旬	第3回計画推進委員会（素案確定）
令和2年12月	庁議報告（素案のパブコメ実施）
12月～	パブリックコメント実施（1か月間）
2月上旬	第4回計画推進委員会開催（パブコメ報告、最終案検討）
2月上旬	保険料等を決定
2月中旬	計画を機関決定（庁議、市長決裁）
3月	介護保険条例の改正議案を上程
4月	介護保険料の改定（4.15号市広報掲載）